

平成24年8月7日

市政記者クラブ 様

名古屋市消費生活センター

担当：岡田・鈴木 電話：222-9679

高齢者に多い金融商品等の消費者被害の現状についてお知らせします。

高齢者の被害が多い金融商品に関する相談の状況をとりとまとめましたのでお知らせします。

あわせて、平成24年度4～6月に名古屋市消費生活センターへ寄せられた消費生活相談の概要もお知らせしますので、市民への注意喚起をお願いします。

記

1 金融商品等相談の特徴

区 分	23年度				24年度
	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期	4～6月期
未公開株	39	32	27	32	19
高齢者	24	20	21	16	11
ファンド型投資商品	35	23	38	45	44
高齢者	14	14	24	24	23
公社債	30	58	50	26	44
高齢者	18	31	31	18	21
海外商品先物取引等	7	5	3	0	1
高齢者	4	3	3	0	0
海外宝くじ	27	31	24	47	19
高齢者	13	23	14	24	9
相談件数全体	3,587	3,696	3,544	3,551	3,582
高齢者相談件数	640	651	666	693	656

※ファンド型投資商品は和牛預託商法の相談件数を除く（単位：件）

※上段は全体の件数

- [1] 金融商品等の被害は未公開株、海外先物取引等は減少しているが、ファンド型投資商品（投資商法）、公社債（あやしい社債）などでは増加しています。
- [2] 高齢者の相談の割合は全体では17～20%ですが、金融商品等の相談では50～60%と高率になっています。さらに相談1件あたりの平均既支払額（以下：被害金額）も高齢者では全体の金額と比較すると高額であり、高齢者に被害が集中していることが分かります。

[金融商品3種の相談1件あたりの被害金額の比較]

(単位：千円)

	未公開株	ファンド型商品	公社債
高齢者	7,080	4,008	15,241
全体	5,628	3,914	13,345

[3] 投資のパフレットなどが届いた後に、高値で買い取ると複数の業者から電話で購入を勧める「劇場型」や、以前に投資や先物などで出した損失を取り戻すと言って新たに投資させる「二次被害」などの手口があります。

◎金融商品等の相談への対応について

当センターとしましては、高齢者の被害が増加している金融商品についての相談に対応するため平成24年9月29日(土)、30日(日)の両日に「金融商品・高齢者 悪質商法110番」を実施し、その後、引き続いて10月1日(月)より、愛知県弁護士会投資被害弁護団の協力をいただき「金融商品等特別相談」窓口を開設し、弁護士による無料の面談相談など迅速に対応します。なお、詳細につきましては、追って資料を提供させていただきます。

[参考] 和牛育成預託商法の相談件数と被害金額

(単位：件)

区分	23年度				24年度
	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期	4～6月期
高齢者	3	4	2	1	0
全体	11	50	5	2	1

平成23年度7～9月期の相談のほとんどは(株)安愚楽牧場の「倒産」に関係するものでした。それ以外の相談は倒産した和牛育成牧場の債権を買い取る、集団訴訟を起こし被害を回復するなど勧誘する「二次被害」の手口でした。

2 多重債務に関する相談が減少中、「ヤミ金融」の相談が増加しています。

(単位：件)

	23年度				24年度
	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期	4～6月期
多重債務相談件数	191	154	113	121	155
ヤミ金融相談件数	21	25	17	26	37

平成24年度4～6月期多重債務の相談件数155件と、平成23年度の同期比▲36件▲18.8%の減少となっていますが、逆に「ヤミ金融」の相談は16件76.2%と大幅に増加しています。

ヤミ金融の特徴である法外な金利と脅迫的な手口以外にも、最近ではインターネットを利用して貸付の申し込みをしたところ、携帯電話を購入して送れと言われた。貸すに当たって信用を見るために事前に送金するように言われた。返済できなくなって交渉したところ、銀行口座を作って渡せば和解すると言われた。など新しい手口と考えられる相談がありました。

金融商品の主な相談事例

<相談事例1> ファンド型投資商品

A業者から、姉に電話があり間違いなく値上りするというカンボジアの土地購入を勧められ、パンフレットが届いた。姉は、一口15万円で50口買ったらしい。

証券会社を名乗るB業者から電話で、カンボジアの土地を持っていないかを聞かれ、2倍の値段でBに売る約束をした。

その後、C業者から電話があり、B業者よりもっと高く買うと言われ、姉はC業者に売ると返事をした。B業者から「契約内容を漏らしたので180口分の被害を受けた。その2割の36口540万円を払え」と言われて姉はその一部の150万円払い、私たち兄弟にお金を貸してほしいと言ってきた。

姉は土地購入のために、当地のマンションを売って振込み、現在は隣県に住んでいる。業者はみな詐欺師だと言っても、姉は信じているようだ。

(契約者 70歳代 女性)

<相談事例2> 転換社債

自宅に「太陽光発電をつくる会社を国で計画しているので、よかったら投資をしませんか。」と計画内容を書いたパンフレットがA社から届いた。こういう会社ができたらいいなと思い、300万円投資しますとA社に電話をした。

その後に大手の証券会社を名乗るB社から、「計画が未公表なので名古屋市で49名しか購入できない。僕たちは買えない。買い取らせてもらいます。」「転換社債だから、内緒にしないと、警察沙汰になる。誰にも言わないように」と何回も電話があった。

数日後、300万円を準備して電話をした。A社の担当者から「受け取りに行くので、黙ってお金を渡してください」と電話があった。

受取に来た若い男性にお金を渡した。その人がA社の社債を置いて行った。社債の記載を見たら1,000万円の債権だった。電話がかかり「1,000万円の債権を渡しましたので、残り700万も払ってください。」と言われた。迷ったが700万円用意して、翌日、同じ人に700万円を渡した。

やり取りがおかしいので、A社にクーリング・オフの通知書を書留で送付したが、受取人不明で戻ってきた。A社にはまだ電話がつながっている。少しでも返金してほしい。

(契約者 80歳代 女性)

＜相談事例3＞ ヤミ金融

以前、クレジットカードのキャッシングやサラ金からの借金を特定調停して債務整理したことがある。その時には債務をすべて返済している。

しかし、また生活費の不足のために届いたダイレクトメールを見て電話し、ヤミ金融から2万円借りた。

今までに合計20万円は返済しているが、さらに返済を求められ、返せないと言うと、銀行で自分名義の口座を3つ作って渡せば、和解に応じると言われた。できないのなら、職場や家族に電話をすると脅された。どうしたらよいか。

(契約者 30歳代 女性)

＜相談事例4＞ 未公開株

数年前に「必ず上場する」と親切丁寧に電話で次々に勧誘され、将来上場し伸びるといって会社3社の未公開株を800万円購入した。

最近、全く配当もなく、業績不振との書面がきていたので、どうしたものかと悩んでいた。

先日、その内2社の未公開株を高額で買い取りたいと電話があり、FAXで見積書がきた。

A会社の株を2,000株を900万円、B会社の株を1,000株を300万円で買い取りと書かれていたので取引をしようと考えた。

手数料が10%、120万円かかると言われたが、代金から差し引くとのこと。自分としては信用できるのではないかと思うが大丈夫か。

(契約者 80歳代 男性)

3 平成24年度4～6月期の消費生活相談の概要

① 全体の概要

平成24年度4～6月期の相談件数は3,582件で、平成23年度4～6月期3,587件とほぼ横ばいです。そのうち若者については27件の減少となっています。また、架空請求と多重債務相談は大幅な減少となっています。

(単位：件/%)

区分	23年度4～6月期	24年度4～6月期	対前年同期比
全体	3,587	3,582	99.9
高齢者	640	656	102.5
若者	514	487	94.7
一般	2,433	2,439	100.2
架空請求	573	452	78.9
多重債務	191	155	81.2

② 主な商品・サービス別の相談件数

(単位：件/%)

	23年度4～6月期		24年度4～6月期		対前年同期比
1	デジタルコンテンツ	655	デジタルコンテンツ	576	87.9
2	賃貸アパート	255	賃貸アパート	217	85.1
3	ローン・サラ金	266	ローン・サラ金	182	68.4
4	家屋の修繕工事	123	家屋の修繕工事	93	75.6
5	移动通信サービス	66	移动通信サービス	82	124.2
6	食料品(健康食品除く)	67	食料品(健康食品除く)	77	114.9
7	インターネット通信サービス	54	インターネット通信サービス	62	114.8
8	自動車・二輪車	64	自動車・二輪車	60	93.8
9	エステサービス	46	エステサービス	56	121.7
10	書籍・印刷物	35	書籍・印刷物	53	151.4

※「移动通信サービス」は携帯電話・PHS等の移动通信に関するサービスの相談

※「インターネット通信サービス」は光ファイバー、ADSLなどインターネット接続に関連するサービスの相談

③ 販売方法別の相談件数

(単位：件)

区 分	21年度	22年度	23年度	23年 6月末	24年 6月末
店舗販売	5,904	5,132	4,510	1,192	1,100
無店舗販売	6,131	5,782	6,353	1,485	1,548
通信販売	3,847	3,617	4,039	991	936
訪問販売	1,217	1,212	1,151	266	313
家庭訪販	789	847	830	187	221
アポイントメントセールス	54	52	23	9	8
キャッチセールス	70	53	39	7	16
催眠商法(SF商法)	29	21	27	8	3
その他	275	239	232	55	65
電話勧誘販売	648	598	806	143	225
マルチ的販売	246	156	139	24	31
勧誘型オプション	21	21	36	6	2
その他無店舗販売	152	178	182	55	41
上記以外(販売方法不明)	4,440	3,521	3,515	910	934
合 計	16,475	14,435	14,378	3,587	3,582

名古屋市消費生活センターの相談受付日時等

区 分		相談方法	電話番号	受付時間
平日	一 般	電話・来所	222-9671	午前 9 時 ～ 午後4時15分
	架空請求ホットダイヤル	電話	222-9674	
	サラ金・多重債務特別相談	電話・来所	223-3160	
	弁護士・司法書士の面談（無料）	来所（要予約）		
土・日曜日		電話	222-9690	

- (注) 1 年未年始・祝日を除く
 2 市内在住・在勤・在学の方が対象
 3 「サラ金・多重債務特別相談」の弁護士・司法書士の面談時間（30分）は、平日の午後1時30分～午後4時30分です。
 ウェブサイト：<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>